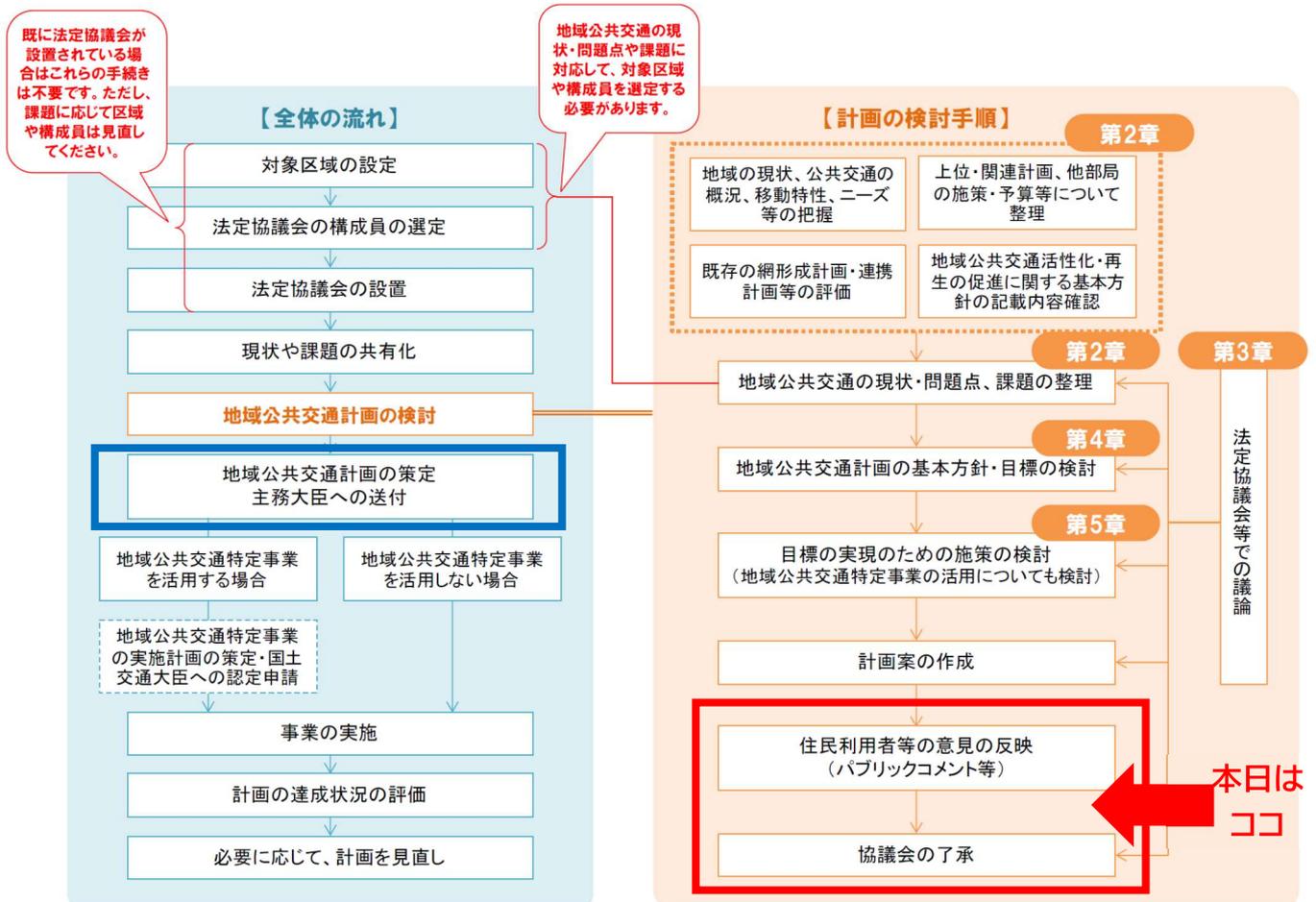


今後のスケジュール

1. 今後の進め方



▲ 計画作成のプロセス

※出典先 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)

2. 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(抜粋)

第5条 地域公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては、当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2～10（略）

11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。

12～13（略）

第7条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービス持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3（略）

(案)

高 都 第 〇 号
令和 8 年 〇 月 〇 日

国土交通大臣 殿

高砂市長 都倉 達殊

高砂市地域公共交通計画の送付について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 1 項に基づき、高砂市地域公共交通計画を送付いたします。

問い合わせ先

(住所) 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1

(担当部署)

都市創造部都市住宅室都市政策課

(担当者) 吉田 浩司

(電話番号) 079-451-6799

(F A X 番号) 079-442-2229

(メールアドレス)

tact3810@city.takasago.lg.jp

(案)

高 都 第 ○ 号
令和 8 年 ○ 月 ○ 日

総務大臣 殿

高砂市長 都倉 達殊

高砂市地域公共交通計画の送付について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 1 項に基づき、高砂市地域公共交通計画を送付いたします。

問い合わせ先

(住所) 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1-1-1

(担当部署)

都市創造部都市住宅室都市政策課

(担当者) 吉田 浩司

(電話番号) 079-451-6799

(F A X 番号) 079-442-2229

(メールアドレス)

tact3810@city.takasago.lg.jp

高砂市地域公共交通計画の概要

1. 経緯

令和8年〇月〇日作成

令和8年〇月〇日公表

2. 高砂市地域公共交通計画の区域

高砂市全域

3. 高砂市地域公共交通計画に関する基本方針

基本方針1：便利で人にやさしい公共交通のネットワークを形成する

基本方針2：みんなで公共交通をつかって支える

基本方針3：持続可能な体制や仕組みをつくる

4. 高砂市地域公共交通計画の目標

目標1：安心して利用し続けられる公共交通ネットワークと拠点づくり

目標2：自ら公共交通を利用しようとする市民の意識醸成

目標3：移動に携わる地域の関係者で支える公共交通の構築

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・公共交通ネットワークの形成（実施主体：高砂市、交通事業者）
- ・交通結節点機能の強化（実施主体：高砂市、鉄道事業者等）
- ・隣接市との連携（実施主体：高砂市、姫路市、加古川市、バス事業者等）
- ・利用を促す普及活動と制度の導入（実施主体：高砂市、市民、交通事業者等）
- ・横断的な取組み推進（実施主体：高砂市、活性化協議会、交通事業者等）
- ・人材・担い手の確保（実施主体：高砂市、兵庫県、交通事業者）
- ・新技術（IT技術等）（実施主体：高砂市、交通事業者）

6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

公共交通の乗客数、公共交通の収支差、公共交通に係る市の財政負担額、交通結節点整備、高齢者割引の利用者数、市民の公共交通利用意向率

7. 計画期間

令和8年度～令和17年度

8. 法第6条に定める協議会の有無

有（設立年月日 令和6年11月5日、名称：高砂市地域公共交通活性化協議会、
構成員：別添のとおり）

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

令和6年11月5日

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- ①高砂市地域公共交通活性化協議会に、市の公募による市民2人が参画し、6回にわたって協議会で議論を行った。
- ②高砂市地域公共交通活性化協議会分科会（庁内、利用者、事業者の各分科会）において、合計9回にわたって分科会で議論を行った。
- ③交通行動やニーズを把握するために下記のとおりアンケートを実施した。
バス利用者アンケート（利用者アンケート472票）
市民アンケート（604票回収）
施設利用者アンケート（商業施設、病院、図書館）401票
高校生アンケート（1,780票）
- ④パブリックコメントを令和7年12月8日から令和8年1月6日まで行い、15件の意見が寄せられた。

11. その他

- ・法第7条による提案無し